

秋田県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（仮称） 検討会について

令和 2 年 1 0 月 3 0 日
県 民 生 活 課

1 概要

本検討会は、秋田県自転車の安全で適正な利用を促進するための条例（仮称）を制定するにあたり、広く有識者等から意見を聴取するものである。

2 意見を聴取する内容

- 自転車事故を発生させないための対策
 - ・県、自転車利用者、県民等がすべきことについて
- 自転車事故を重大化させないための対策
 - ・乗車用ヘルメット着用等について
- 自転車事故の被害者を救済するための対策
 - ・自転車損害賠償責任保険等への加入について
- 自転車の安全で適正な利用を促進するための対策

3 スケジュール（予定）

令和 2 年 1 0 月 3 0 日	第 1 回検討会 ・条例の必要性について ・条例の論点について
1 2 月議会	福祉環境委員会へ条例制定の進捗状況について説明
令和 3 年 1 月	第 2 回検討会 ・条例素案について
2 月議会	福祉環境委員会へ素案の提出
2 月下旬	パブリックコメント開始
3 月下旬	パブリックコメント終了
4 月	第 3 回条例検討会 ・パブリックコメントの結果について ・条例案について
5 月上旬	条例案の策定・法令審査会への提出
6 月議会	県議会へ条例案の提出
7 月上旬	条例案の議決・条例の施行（保険加入に係る規定を除く）
令和 4 年 4 月 1 日	条例の施行（保険加入に係る規定） ※議決から施行までの期間を周知期間とする。